JAF 会員規則

制定 1963年 3月 5日 改正 2024年 11月7日

この規則(以下「本規則」という。)は、一般社団法人 日本自動車連盟(以下「本連盟」という。)の定款に基づき、会員に関する事項を定めたものです。

(会員)

- 第1条 本連盟の会員は、日本国内に居住する自家用乗用自動車の所有者、使用者等の自動車ユーザー又は自動車交通に関心を有する者で、本連盟の目的に賛同し、本規則に同意の上入会したものとします。その種類は、次の3種類とします。なお、(1)と(2)は16歳以上とします。
 - (1) 個人会員 個人の会員とします。
- (2) 家族会員 個人会員と同居又は生計を同一にする家族の会員とします。家族とは、民法に規定する親族のことです。ただし、パートナーを含みます。
- (3) 法人会員 法人又は団体の会員とし、一般法人会員とレンタカー会員からなる ものとします。なお、レンタカー会員は、本連盟が認めた事業者に限るものとします。

(会員の入会手続)

- **第2条** 本連盟は入会希望者の申込みを受付けた後、必要な審査・手続き等を経たうえで、本連盟の判断にもとづき入会の承認可否をするものとします。
 - 会員になるには、会員の種類に応じて次のとおり所定の申込手続きが必要です。
 - (1) 個人会員になるには、所定の申込手続きと入会金及び会費の納入が必要です。個人会員の有効期限月は、入会時点から1年後の同月末日とします。
 - (2) 家族会員になるには、当該家族の個人会員が、所定の申込手続きと会費を納入する ことが必要です。家族会員の有効期限月は、当該家族の入会を申し込んだ個人会員の有 効期限月と同一とします。

なお、家族会員についての入会金は免除します。この場合、家族会員としては、個人 会員と同居又は生計を同一にする家族のうち5名まで入会できます。

(3) 法人会員になるには、当該法人を対象とした所定の申込手続きと入会金及び会費の 納入が必要です。

また、レンタカー会員になるには、併せて別に定めるレンタカー会員規約への同意が必要です。

なお、当該法人の使用する車両の登録番号又は車両番号(以下「車両番号」という。)を届け出ることとし、当該会費のほかに車両1台ごと(レンタカー会員にあって

は、会員証1枚ごと)に会費の納入が必要です。法人会員の法人及び車両の有効期限月は、入会時点から1年後の同月末日とします。

(会員証の発行等)

- **第3条** 入会希望者の入会を承認した場合、本連盟は当該会員に会員証を発行し、貸与します。
- 2 個人会員及び家族会員は、JAF デジタル会員証を利用することができます。利用する には、本連盟所定の手続きが必要です。なお、JAF デジタル会員証はスマートフォン 等のモバイル端末から利用できます。
- 3 会員証を紛失等した場合(JAFデジタル会員証の場合を除く。)は、速やかに本連盟 に届け出て下さい。
 - この場合、所定の会員証再発行手数料を支払うことにより、再発行を受けることができます。
- 4 会員(家族会員を除く。)には、機関誌を配布します。

(会員の資格発生)

第4条 会員の資格は、会員が会員証(仮会員証を含む。)を受領したとき、又は、JA Fデジタル会員証(JAFデジタル仮会員証を含むものとします。以下「JAFデジタル会員証」という。)を利用できる状態になったときから生じます。 なお、本連盟が認める前に会員証が発行された場合には、入会を認めない場合があります。

ただし、レンタカー会員に限り、本連盟が指定した日からとすることができるもの とします。

(会員資格の証明)

- 第5条 会員の資格は、会員証(JAFデジタル会員証を含む。以下同じ。)の提示によって証明されます。ただし、本連盟が会員に対して行う諸サービスの利用規定又は個別の業務提携等の契約ごとに、本連盟が会員証の提示に代わる証明方法を別途定めている場合はこの限りではありません。
- 2 年会費の納入がなく、会員としての有効期限が切れた場合は、会員証の貸与期限にか かわらず本連盟が会員に対して行う諸サービスが受けられなくなります。

(会員の継続)

第6条 会員としての有効期限を継続更新しようとするときは、会員の有効期限内に継続 手続きと会費を納入する必要があります。会員の有効期限内に会費を納入しない場合 は、会員資格を喪失し、再度、所定の申込手続きが必要です。また、複数年分の継続 会費の納入があった場合は、原則として、翌年以降の会費として充当します。

- 2 年会費支払を金融機関等から口座振替又はクレジットカード決済(以下「自動振替」という。)に設定した会員において、有効期限が経過しても自動振替による会費の納入が確認できない場合は、会費の納入が確認され次第、有効期限時点までさかのぼって有効期限を更新します。ただし、この期間については、本連盟が会員に対して行う諸サービスは受けられません。
- 3 ロードサービス利用約款14条1項(5)の円滑かつ適切なロードサービスの実施が 困難な場合に該当する場合又は該当するロードサービス利用があり改善の余地がない 会員の場合、継続手続きを認めない場合があります。

(臨時会費)

第7条 本連盟の運営上特に必要と認めたときは、理事会の議決を得て、会員から臨時会費を徴収することがあります。

(会員の事業参加)

第8条 会員は、交通知識の向上や社会貢献を図るため、本連盟が行う交通安全活動や環境改善活動等の事業に参加することができます。

(会員の権利)

- **第9条** 会員は、会員としての有効期限内において、本連盟が会員に対して行う諸サービスを受けることができます。
 - (1) 個人会員は、会員証に記載されている氏名の方に限り、本連盟が個人会員に対して 行う諸サービスを受けることができます。
 - (2) 家族会員は、会員証に記載されている氏名の方に限り、本連盟が家族会員に対して 行う諸サービスを受けることができます。
 - (3) 法人会員は、会員証に記載されている法人名に限り、本連盟が法人会員に対して行う諸サービスを受けることができます。
 - なお、ロードサービス、又は車両に係る会員優待を受ける場合は、一般法人会員に あっては、会員証に記載された車両番号の車両が、レンタカー会員にあっては使用車 両の届出をした車両番号の車両が対象となります。
- 2 会員は、本連盟が会員に対して行う諸サービスの利用等に関する規定等を守るものとします。
- 3 本連盟が会員に対して行う諸サービスは、予告なく変更もしくは中止する場合があります。

(会員の義務)

第10条 会員は次の事項を守って下さい。

- (1) 本連盟が会員に対して行う諸サービスは、第5条による証明方法により会員である ことを証明することにより受けることができます。 会員であることが証明できない 場合は、会員としての取扱いはいたしません。
- (2) 会員証は他人に譲渡又は貸与しないこと。
- (3) 改名、住所又はメールアドレス等本連盟へ登録した情報が変更になった場合又は1 条1項(2)の家族会員の要件を充たさなくなった場合は、速やかに本連盟に届け出ること。
- (4) 法人会員が、ロードサービス、又は車両に係る会員優待を受ける車両を変更する場合は、速やかに本連盟に届け出ること。
- (5) 常に交通規則を守り、他に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (6) ロードサービス等を受けるとき、係員の指示又は注意に従うこと。
- (7) 本連盟が配布したクーポン等を、転売 (インターネットオークション・フリマアプリを通じての転売を含む) しないこと。
- (8) 本連盟又は第三者に不利益又は損害を与える、又はその恐れがある行為を行わないこと。
- (9) その他、上記に類する本連盟が不適切と判断する行為を行ってはならない。
- 2 前項(3)(4)の届出がない場合又は届出内容に不備があった場合により会員がロードサービス及び会員に対して行う諸サービスを利用できない等の不利益を被った場合、本連盟は一切その責めを負いません。また、送付物にかかわる不利益(送付物の延着、未着を含みます)においても、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなします。

(免責)

- 第11条 本連盟は、本連盟に故意又は重過失がある場合を除き、ロードサービスに起因する車両の損傷、人身事故について、本連盟の責に帰すべき事由により会員に生じた損害について、会員が消費者(消費者契約法2条1項が定めるもの。以下同じ。)である場合、当該個人会員又は家族会員の会費の1年分相当額を上限として、当該損害を補償するものとします。ただし、会員の生命・身体・財産に対して重大な損害が発生した場合は、当該上限を適用しないものとします。
- 2 前項において、会員が消費者でない場合(法人会員) については、本連盟に故意又は重過失がある場合を除き、本連盟はその責めを負いません。
- 3 本連盟に債務不履行又は不法行為があり、故意・重過失がある場合を除き、本連盟が 通知した案内に対して、所定の期限内に手続きをしなかった場合(会員が案内を確認 しないまま期限を過ぎた場合も含みます)には、申込の権利を失効します。
- 4 本連盟に故意又は過失がある場合を除き、金融機関による手続き上の不備や郵便事故等に関し、本連盟はその責めを負いません。

(会員の退会手続)

第12条 会員が退会しようとするときは、電話等本連盟が指定する方法により申し出て下さい。

(会員資格の喪失)

- **第13条** 会員は次の場合は、資格を失います。また、会員証は、その効力を失います。
 - (1) 退会を申し出たとき。
 - (2) 会員の有効期限内に会費を納入しないとき。
- (3)総社員が同意したとき。
- (4) 死亡又は会員である法人又は団体が解散したとき。
- (5) 定款の定めによって除名されたとき。
- (6) 家族会員の場合、当該家族の入会を申し込んだ個人会員が会員資格を喪失したとき、もしくは個人会員と同居かつ生計を同一にする家族でなくなり、かつ届出後最初の家族会員の有効期限をむかえたとき。
- (7) 会員が入会申込み時の「反社会的勢力に関する表明」又は本規則第15条の表明保証に違反していることが発覚したとき。

(会員の権利喪失)

- 第14条 第13条の規定により会員資格を喪失した場合は、会員としての一切の権利を失います。この場合、本連盟の指示に従って直ちに会員証(JAFデジタル会員証を除く)に切り込みを入れて破棄しなければならないものとします。また、本連盟に対する債務(本連盟が会員資格を喪失したとみなす日以降にロードサービスの利用がある場合はそのロードサービス利用料金を含む)がある場合には、退会者は本連盟に対し全額支払うものとします。なお、すでに納入した入会金、会費の返還はいたしません。
- 2 複数年分の会費を納入した会員が有効期限内に会員資格を喪失した場合(前項(7)の場合を除きます)には、前項の規定にかかわらず、これまでに納入した会費のうち、 未だ経過していない年数分の会費を返還いたします。

(反社会勢力の排除等)

第15条 会員は、入会申込み時において、会員自身が暴力団、暴力団関係企業、総会 屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等の反社会的勢 力に該当しないこと、又は会員が法人及び団体等(以下「法人等」という)の場合、 当該法人等の取締役、執行役員その他実質的に経営を支配する者が上記団体等の構成 員等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

2 会員は、入会申込み時において、自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、若しくは第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係、又は反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している関係を反社会的勢力と有していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

(本規則の変更)

第16条 本連盟が、本規則について運営上変更が必要と判断した場合、本規則の目的に 反しない範囲において、本規則を変更することがあります。本規則の変更に際して は、相当期間前までに本連盟の機関誌及びWEBサイト等にて当該変更内容及び変更 時期等を案内することによって周知するものとします。

本連盟によって適切な通知がなされた場合、変更後の本規則が適用されるものとします。

(管轄裁判所)

第17条 本規則に関し紛争が生じた場合は、紛争が生じた本連盟の地方本部又は支部の 所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則(2024年11月7日)

この規則は、2025年4月1日から実施します。

入会金及び会費に関する規則

制定 1999年12月 3日 改正 2024年 11月7日

この規則は、一般社団法人 日本自動車連盟の定款第7条第1項の規定に基づき、会員の入会金及び会費に関する事項を定めたものです。

第1条 個人会員の入会金は2,000円、年会費は4,000円とします。

ただし、次のいずれかに掲げる場合における入会金及び年会費等の取扱いは次の通りとします。なお、(1)と(2)との重複はできません。

- (1) 新規入会と同時に本連盟の指定する金融機関等から口座振替又はクレジットカード 決済により会費の納入の申込みをする場合、初回継続時の会費から500円を割引き ます。
- (2) 身体障害者、精神障害者又は知的障害者であって、当該手帳をお持ちの方が個人会員に入会する場合は、入会金を免除します。
- 第2条 家族会員の入会金は免除し、年会費は1名につき2,000円とします。
- 第3条 法人会員の入会金は2,000円、年会費は2,000円とします。 なお、一般法人会員に係る車両1台毎の年会費、レンタカー会員に係る会員証1枚 毎の年会費は、それぞれ2,000円とします。
- 第4条 連盟との業務提携契約に基づき JAF 取扱窓口において行われる会員証の有効期限の中途日を起算とする会員証の有効期限の更新にあっては、更新しようとする年会費に加え、別表第1に定める期限調整額を合せて納入することにより、納めた期限まで会員証の有効期限を更新することができます。

別表第1 期限調整額 【円】

調整期限会員種別等	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
個人会員	330	670	1,000	1, 330	1,670	2,000	2,330	2,670	3, 000	3, 330	3,670
家族会員	170	330	500	670	830	1,000	1,170	1,330	1, 500	1,670	1,830
法人会員 (車両1台あたり)	170	330	500	670	830	1,000	1,170	1, 330	1, 500	1,670	1,830

附 則(2024年11月7日)

この規則は、2025年4月1日から実施します。

JAF 個人情報の取扱いについて

JAFは、会員及びその他のお客様(以下、会員等といいます。)が安心してJAFの 諸サービスをご利用いただけるよう、JAFの「①個人情報保護方針」および「②特定個 人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」に基づき、会員等の個人情報を以下の通り適 切に取扱います。

1 個人情報の取得と利用について

JAFが取得する個人情報の利用目的は以下のとおりです。

- JAFの諸サービスをお受けになる際のご本人であることの確認
- ・会員への会員証及び機関誌の送付、更新等諸手続きとそのお知らせ
- ・イベント等の申込手続き及び参加費用等の請求
- ・お受けになられたサービスの統計及び分析
- ・各種アンケート調査の依頼
- ・提携先企業からの会員状況の問合せへの対応
- ・提携先企業への会員情報の連絡
- ・提携先企業のお客様からの故障等、救援受付および各種サービスのご案内
- ・会員、提携先企業等から適正に取得した顧客情報への入会・継続等のご案内
- ・ JAFが有する債権の回収
- JAFマイページ(インターネットを活用した会員向けサービス)に関する情報提供
- ・ JAFの採用活動に伴う情報提供、問合せへの対応、連絡及び採用関係業務の実施への 対応
- ・ご意見、ご要望、お問合せ等への対応
- ・交通安全活動の推進をはじめとした JAF の諸活動の紹介のため
- ・事故防止、お客様対応の品質向上およびお客様との会話内容確認のため (JAF の車両 に設置しているドライブレコーダーで撮影した映像)
- ・防犯のため (防犯カメラ等で撮影した映像)
- ・JAFは、お客様との通話を録音させていただく場合があります。録音する際に録音内容の利用目的について個別の通知をしている場合には、それに従って利用いたします。個別の通知をしていない場合には、録音内容について、次のとおり利用いたします。「お客様対応の品質向上及びお客様との通話内容確認」に利用させていただきます。また、取得する際に、ご本人から何らかのご依頼をいただいている場合には、「そのご依頼を実施するために必要な範囲内のご連絡」に利用させていただき、漏えい等のないよう適切に保管の上、正確にご依頼内容を把握後、適正に消去させていただきます。
- ・その他、新しい会員サービスの開発及び運用

また、次のご案内をさせていただくことがあります。

- ・会員以外の方が JAFの諸サービスをお受けになられた場合、後日、入会等をご案内させていただくことがあります。
- ・会員にはご入会(ご継続)の手続きをいただきました入会取扱い店等から、継続等の諸 手続きのお知らせをご案内させていただくことがあります。
- ・会員には提携カードのご案内や新規入会者のご紹介のお願いをさせていただくことが あります。
- ・登録いただいたメールアドレスへの JAFマイページ登録及び諸手続等に関するご案 内をさせていただくことがあります。
- ・会員退会後における諸手続き等のご案内をさせていただくことがあります。
- ・会員、提携先企業等からのご紹介に基づく入会等のご案内をさせていただくことがあり ます。

会員等から直接書面に記載された個人情報をご提供いただく場合は、あらかじめご本 人に利用目的等を明示して同意していただきます。

会員等から個人情報をご提供いただく際にご本人に明示した利用目的の範囲を超えて、 当該個人情報を利用することはありません。

2 個人情報の第三者への提供について

JAFは、会員等から取得した個人情報を、あらかじめご本人の同意を得ることなく 第三者に提供することはありません。ただし、次の場合は除きます。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ・国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 個人情報の共同利用について

JAFは、利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報を共同利用させていただくことがあります。共同利用を行う項目、範囲等は以下のとおりです。

(1)業務提携先と連携して行う提携ロードサービスにおける共同利用 ア 共同利用する個人情報の項目 氏名、性別、住所、電話番号、生年月日、会員証番号及び有効期限、メールアドレス、提携ロードサービス該当情報

イ 共同利用者の範囲

本田技研工業株式会社

ウ 利用目的

提携サービス実施時の本人確認。提携サービス提供の可否判断。その他提携サ

- ービスの実施において必要となる救援場所、車両情報及び搬送先情報等。提携サ
- ービスに関する書面・電話・電子メール等によるご案内、情報提供及びアンケート調査。提携サービスに必要な会員との連絡、統計的に処理したうえでの分析。
- エ 個人情報の管理についての責任を有する者の名称
 - 一般社団法人 日本自動車連盟

才 取得方法

会員申込書等の各様式により取得しております。

4 個人情報の委託について

JAFは、JAF会員証及び機関誌等の送付、継続等手続きのお知らせなど、「1 個人情報の取得と利用について」に掲げる利用目的の達成のために必要な範囲内において、機密保持契約を締結した業務委託先の事業者に会員等の個人情報の一部または全部を委託する場合があります。この場合、当該業務委託業者の個人情報の取扱いについて、委託した個人情報の安全管理が図られるよう、適切な管理、監督を行います。

また、JAFが業務委託により提携先企業からお預かりした個人情報は、委託元との契約の範囲内でのみ利用します。

5 個人情報の保護と管理について

JAFは、会員等から取得した個人情報について、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えいなどを防止するために、適正な安全対策を講じております。

ホームページ及びメールの取扱いについては以下をご覧ください。

暗号化について

当ホームページでは、お客様から個人情報を送信いただく場合のセキュリティ確保のため、お客様の個人情報を SSL(Secure Socket Layer: インターネット上で情報を暗号化して通信する業界標準のセキュリティ機能)により保護します。お客様が SSL に準拠したブラウザをお使いになられることで、お客様の個人情報を自動的に暗号化して送受信いたします。

クッキー (Cookie) について

JAFのホームページでは、会員専用コンテンツへのログインや各ページのアクセス状況を調査するために、クッキーを使用しています。

■ クッキーとは?

クッキーとは、ウェブページを利用したときに、ブラウザとサーバーとの間で送受信した利用履歴や入力内容などを、お客様のコンピュータにファイルとして保存しておく仕組みです。次回、同じページにアクセスすると、クッキーの情報を使って、ページの運営者はお客様ごとに表示を変えたりすることができます。

お客様がブラウザの設定でクッキーの送受信を許可している場合、ウェブサイトは、ユーザーのブラウザからクッキーを取得できます。なお、お客様のブラウザは、プライバシー保護のため、そのウェブサイトのサーバーが送受信したクッキーのみを送信します。

■ クッキーの設定について

- ・お客様は、クッキーの送受信に関する設定を「すべてのクッキーを許可する」、「すべてのクッキーを拒否する」、「クッキーを受信したらユーザーに通知する」などから選択できます。設定方法は、ブラウザにより異なります。クッキーに関する設定方法は、お使いのブラウザの「ヘルプ」メニューでご確認ください。
- ・すべてのクッキーを拒否する設定を選択されますと、認証が必要なサービスを受けられなくなる等、インターネット上の各種サービスの利用上、制約を受ける場合がありますのでご注意ください。
- JAFは以下の目的のためクッキーを利用しています。
 - ・お客様が認証サービスにログインされるとき、保存されているお客様の登録情報を 参照して、お客様ごとにカスタマイズされたサービスを提供できるようにするため
 - · JAFのサイトの利用者数やトラフィックを調査するため
 - JAFのサービスを改善するため
 - ・セキュリティー保持のため、ご利用から一定の時間が経過したお客様に対してパス ワードの再入力(再認証)を促すため

なお、JAFは、JAFの広告の配信を委託する広告配信事業者への委託に基づき、 広告配信事業者を経由して、当サイトを訪問したお客さまの閲覧履歴等の Cookie 情報 を取得し、当該広告配信事業者の広告枠上にて、当社の広告が配信される場合がありま す。

お客様は、下記のリンク先から広告配信事業者のオプトアウトページにアクセスし、オプトアウト(利用停止)することにより、広告配信事業者による Cookie およびアク

セスデータの利用を停止できます。オプトアウト(利用停止)したい場合は、以下の各 広告配信事業者のオプトアウトページへアクセスし、各広告配信事業者のサイトの手順 に従い、設定をしてください。

「以下リンク先」

- ►Google LLC
- ▶ヤフー株式会社
- Facebook, Inc.
- <u>Twitter, Inc.</u>
- ▶株式会社クロスリスティング
- ▶アマゾン ジャパン合同会社

アクセスログ(アクセス履歴)の扱いについて

当ホームページでは、アクセス状況の分析・調査を行うために、Google, Inc.の Google Analytics を利用しアクセスログデータを取得しています。アクセスログデータは、アクセス日時、インターネットプロバイダーの名称、OS の種類、ブラウザの名前とバージョン等の情報を記録するほか、クッキーを利用して利用者の情報を取得します。また、分析・調査の精度を向上させるため、お客様が本サイト閲覧時に入力した会員 I Dなどの識別子を暗号化し、個人を識別できない形式で上記アクセス解析ツールに送信する場合があります。 取得したデータは、ホームページの運用改善を行うほか、あらかじめご提供を頂いたメールアドレス等の個人情報に基づき配信するメールマガジン等の内容に反映させていただく場合があります。

なお、利用者の情報の取得を望まない場合は、お使いのブラウザのクッキー設定を操作することにより拒否することが可能です。詳しくは前述の「クッキーの設定について」を参照の上、お使いのブラウザのクッキー設定を変更してください。ただし、その場合は、本サイトの機能の一部が利用できなくなる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

会員の諸手続きにかかるもの・・・

- ・ご入会、ご継続申込書はご本人自署又は記名・押印のいずれかによりご記入をお願いしております。
- ・住所変更等諸手続きには会員番号、登録いただいた住所、氏名、電話番号でご本人 の会員登録を確認させていただきます。ご利用の際は、会員証に記載の会員番号を お申し出ください。
- ・住所変更等諸手続きは、原則として、ご本人からの連絡のみ受付いたします。

- ・入会取扱い店等からご入会またはご継続いただきました会員の方には、継続等の諸 手続きのお知らせを、当該入会取扱い店からご案内させていただくことがありま す。この場合、継続手続きに必要な情報のみ当該入会取扱い店に提供します。当該 入会取扱い店は継続の手続き以外には使用いたしません。
- ・入会・継続手続きにあたり、JAFの提携先企業(入会取扱店等)への会員状況の 案内とその連絡
- ・会員退会後における諸手続き等のご案内をさせていただくことがあります。
- ・会員、提携先企業等からのご紹介に基づく入会等のご案内をさせていただくことが あります。

ロードサービスにかかるもの・・・

- ・ロードサービスをご利用の際には、会員番号、住所、救援場所、連絡先・電話番号、故障状況等をお聞きいたしますが、個人情報は救援場所及び救助車両、ご本人を特定するために利用するほか、次の目的で利用させていただく場合があります。
- ・ロードサービスをお受けになった方に後日、ご利用のアンケート等を送らせていた だくことがあります。
- ・ロードサービスをお受けになった非会員の方に後日、JAFへのご入会案内を送らせていただくことがあります。
- ・ロードサービスをご利用の際に取得した個人情報は、ロードサービスの提供のため、JAFが救援作業を委託契約したロードサービス指定工場、協力工場に提供する場合があります。この場合の個人情報の利用目的は前述の範囲といたします。
- ・ JAFが救援作業を委託契約したロードサービス指定工場が他の目的でJAFから 提供した個人情報を利用することはありません。
- ・ロードサービスの実施にあたり、JAFの提携先企業(入会取扱店等)への会員状況の案内とその連絡

モータースポーツにかかるもの・・・

モータースポーツにかかる各種の申請及び報告(ライセンスの発給、各種証明書の 発給、クラブ・団体の登録、ライセンス講習会の認定、競技会の組織許可、競技結果 成績表など)に際して取得した個人情報を次のとおり利用いたします。

- ・モータースポーツ機関誌の発送
- ・モータースポーツにかかる諸手続きに関する連絡
- ・競技結果成績のデータベース構築及びその公表
- ・ 登録クラブ・団体名簿への掲載 (代表者名、連絡担当者名及び連絡先)
- ・ライセンス講習会に関するお知らせ(講師名)
- ・モータースポーツにかかるアンケート調査に関すること

・モータースポーツ統計の作成

また、JAFは、JAFに登録されたクラブ・団体を通じて間接的に個人情報を取得することがありますが、それらは直接取得する個人情報と同様の取扱いをいたします。(個々のクラブ・団体における個人情報の取扱い については、それぞれのクラブ・団体にご確認ください。)

JAFのインターネット通販にかかる個人情報の取扱いについて

JAFは、インターネット通信販売にかかるお客様の個人情報については以下の目的 のために利用させていただきます。利用目的を超えて利用することはありません。

- 1. 商品代金の決済のため。
- 2. ご注文いただきました商品の発送、資料・申込書類の送付、お買上明細書および商品出荷のお知らせの送付、アフターサービス実施のため。
- 3. ご意見、ご要望、お問い合わせに対する回答のため。
- 4. カタログ・ダイレクトメール・電子メールの送付、電話による商品・サービス等のご案内のため。
- 5. JAFと取引のある商品・サービスのご案内のため。
- 6. JAFのインターネット通信販売に関するマーケティング活動のためのアンケート実施のため。
- 7. その他、当サイトの運営に関わる諸作業のため。

イベント、会員優待施設等のご利用にかかるもの・・・

- ・ JAFイベントを観光施設等とタイアップして開催する場合、参加者の個人情報を観光施設等に提供する(第三者提供する)、または観光施設等と共同利用する場合があります。この場合、参加申込案内書等で別途通知いたします。参加される方は個人情報の 取扱いに同意の上、お申込みください。
- ・ JAFイベントや会員優待施設のご利用に際し、個人情報を各施設に提供される場合は、各施設が定める個人情報の取扱いとなります。当該施設の定める個人情報の取扱いをご確認の上、ご利用ください。
- ・会員優待施設等ご利用の際には当該施設等に会員番号の連絡または提示が必要な場合があります。この場合、当該施設等はJAF会員本人の確認のためにのみ会員番号情報を利用いたします。JAFは施設側からの会員本人の在籍の確認照会にのみ応じます。

外国等運転免許証の翻訳、カルネ等の国際業務にかかるもの・・・

JAFの国際業務においては、お客様の個人情報を次のとおり利用いたします。

・外国等運転免許証の翻訳文発行業務においては、お客様に当該翻訳文を発行するた

め、必要な個人情報をJAFの業務委託先に提供することがあります。

- ・カルネ(自家用自動車の一時輸入に関する通関手帳)発行業務において取得する個人情報は、JAFが当該業務を適切に行うために取得・利用します。
- ・ JAFのカルネ発行業務において、日本及び諸外国税関その他カルネ関係団体から、 関係法令に基づく個人情報の照会があった場合には、JAFは当該個人情報を提供し ます。
- ・ JAFのカルネ発行業務において、カルネ保険の引き受け保険会社である東京海上日 動火災保険株式会社から同保険利用者(保証人を含む)に関する個人情報の照会があ った場合には、当該個人情報を提供します。
- ・外国語版交通の教則など国際業務に関する物品や資料等を JAF からお客様にお送り するために取得した個人情報については、当該目的以外に利用することはありませ ん。

上記以外の事項につきましては、個人情報を取得する際に収集目的および利用目的をそのつど明示いたします。

通信販売、書籍販売、保険等のサービスご利用にかかるもの・・・

通信販売、書籍、保険の通信販売は、JAFが提携する会社で行っています。ご利用に際しての個人情報の取扱いは各社が定める取扱いとなります。ご確認の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

通信販売サービス株式会社JAFサービス出版書籍販売株式会社JAFメディアワークス機関誌「JAF Mate」

アンケート等各種調査にかかるもの・・・

JAFではアンケート、調査にご協力をいただくことがあります。 これらにおける個人情報の取得目的、利用目的につきましては、「JAFの個人情報の取扱い」に定めるほかは、そのつど明示いたします。

なお、JAFはアンケート、調査で取得した個人情報を原則として第三者に提供することはありません。

ただし、アンケート、調査結果において、個人情報を含まない統計データとしてJAF で活用する、または第三者に提供、公表することがあります。

当ページの改訂について

JAFは、この「JAFの個人情報の取扱いについて」の内容を適宜見直し、改訂することがあります。改訂につきましては、随時このページでお知らせいたします。

6 未成年者の個人情報の取扱いについて

未成年者の方で個人情報をご提供いただける場合、事前に保護者の同意を得ることを お勧めいたします。(未成年者の方からアンケート、お問合せ等をご利用いただき、個人 情報の提供があった場合は、保護者の同意があったものと判断させていただきます。)

7「保有個人データ」について

(1)「保有個人データ」の開示等の請求について

JAFでは、「保有個人データ」の本人またはその代理人からの開示、訂正等、利用 停止等のご請求に対応させていただきます。

開示等の対象としています主な「保有個人データ」の項目は次のとおりです。

1.会員番号2.氏名3.住所4.電話番号5.Eメールアドレス6.性別

7.生年月日 8.入会継続履歴 9.会費支払方法

7. 生十月日 0. 八云松杭腹座 9. 云复义仍万伝

10.家族会員の氏名・登録情報 11.一般社団法人及び一般財 12.ロードサービス利用履

団法人に関する法律上の社歴

員に関する情報

13.モータースポーツ登録情 14.インターネット通信販売

報 (e-JAFShop)の利用履

歴

(2)「保有個人データ」の開示等請求の手続き

開示等の請求を行う場合は、JAF所定の申請書に必要事項を全てご記入の上、必要書類等を添付し、お近くのJAF支部窓口へ郵送または来店にて提出をお願いいたします。

なお、所定の申請書は、当ホームページからダウンロードしていただくか、お近くの JAF支部窓口へ請求してください。

電話等での開示等の請求には応じておりません。

- (3)「保有個人データ」の開示等請求に提出していただく書類について 開示等の請求には、次の書類が必要です。
 - JAF所定の申請書 『保有個人データ開示請求書』 (PDF形式) 1通
 - ■本人確認のための書類

運転免許証、パスポート、健康保険証などの写真付き公的書類のコピー 1通

(4) 代理人による開示等請求の手続きについて

開示等の請求を行う方が未成年者または成年被後見人の法定代理人、もしくは開示等の請求をすることにつき本人が委任した代理人である場合は、前述(3)の書類に次の書類を追加してください。

- [1] 未成年者または成年被後見人の法定代理人の場合 (本人が未成年者または成年被後見人の場合)
- JAF所定の申告書

『保有個人データ開示請求 法定代理人申告書』 (PDF 形式) 1 通

- 法定代理権があることを確認するための書類(戸籍謄本、または親権者の場合は扶養家族として記載された保険証のコピー) 1通
- 未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類(法定代理人の運転免許証、パスポートなどの写真付き公的書類のコピー)

「2〕委任による代理人の場合

- JAF所定の委任状
- ・『保有個人データ開示請求 委任状』 (PDF 形式) 1 通
- ・代理人本人であることを確認するための書類(代理人の運転免許証、パスポートなどの写真付き公的書類のコピー) 1通
- (5) 開示等請求の手数料及びお支払い方法について

開示対象個人情報の開示、利用目的の通知については1回の請求につき、以下の手 数料を申し受けます。

なお、手数料は受付時に現金でお支払いいただくか、現金書留にて送付してください。

回答書の交付方法 開示手数料

店頭交付の場合 700円 (消費税別途)

郵送の場合 上記金額に郵送料及び簡易書留代金を加算した額

- ※ 手数料が同封されていない場合や手数料が不足していた場合はその旨のご案内 を申し上げますが、お願いした期間内にお支払いがない場合は、開示のお求めは なかったものとして取り扱います。
- (6) 開示等請求への回答について

保有個人データの開示は、書面により店頭交付もしくは郵送いたします。 原則として開示文書は、会員は会員登録された住所へ、会員以外の方は開示請求書 に記入された住所に郵送(簡易書留)いたします。

なお、開示請求書と手数料を受理次第、遅滞なく回答できるよう開示手続きを行いますが、相当時間を要する場合は別途ご連絡させていただきます。

(7) 開示請求に対する非開示の扱いについて

開示請求において以下の場合は非開示とさせていただきます。

- ・所定の申請書類に不備があった場合
- ・本人からの申請において本人の確認ができない場合
- ・代理人による申請において代理権が確認できない場合
- ・開示の請求対象がJAFの「保有個人データ」に該当しない場合
- ・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ·JAFの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合

2017年7月1日改正

○ 個人情報に関するお問合せについて

個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求ならびに個人情報の取扱いについては、 下記までお問合せください。

「個人情報問合せ窓口」

■ IAF総合案内サービスセンター (9:00~17:30 年末年始休業)

TEL 0570-00-2811

- ※通話料は有料(固定電話は1分/11円、携帯電話は20秒/11円)。ただし、一部のIP 電話・携帯電話からはご利用になれません。
- ※携帯電話からおかけの場合、基本使用料に含まれる無料通信分の対象とはなりません。上記ナビダイヤルがご利用になれない場合は 048-840-0036 まで。
- ※開示等の回答は、JAF支部窓口からご連絡いたします。

<認定個人情報保護団体の名称及び、苦情の解決の申出先>

認定個人情報保護団体の名称:一般財団法人日本情報経済社会推進協会

苦情の解決の申出先:個人情報保護苦情相談室

住 所:〒106-0032

東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル内

電話番号:0120-700-779 / 03-5860-7565

※認定個人情報保護団体とは、個人情報保護法に基づき個人情報保護委員会の 認定を受けた団体です。 認定個人情報保護団体の業務は、「対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理」、「対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する情報の提供」、「対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務」、「指針を作成し対象事業者に対する指針を遵守するための指導」等です。 当連盟は上記の認定個人情報保護団体の対象事業者となっております。

※【当連盟の諸サービスに関する問合せ先ではございません】

JAF 反社会的勢力に対する表明

「私及び入会させる私の家族は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会 屋その他反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)のいずれでもないことを 表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

また、私及び入会させた私の家族が反社会的勢力であることが判明した場合には、JAF会員としての資格を停止されても異議を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合でもいっさい私の責任とします。」

「私は、反社会的勢力が経営に関与している法人等でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

また、私が反社会的勢力が経営に関与している法人等であることが判明した場合には、JAF会員としての資格を停止されても異議を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合でもいっさい私の責任とします。」

JAFの趣旨(定款 第3条 目的)

本連盟は、交通知識の向上と交通安全並びに環境改善の推進を図り、自動車ユーザーの権益を擁護し、かつ各種便益を提供すると共にあわせて自動車を通じて国際親善と自動車スポーツの健全な発展に努め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

※「定款」、「会員規則」、「入会金及び会費に関する規則」及び「個人情報の取扱いについて」は、内容を適宜見直し、改正することがあります。 改正内容につきましては、随時 JAF ホームページでお知らせいたします。